

浜岡原子力発電所 1, 2 号機 廃止措置計画変更認可申請書の一部補正について

2015 年 10 月 23 日

当社は、2015 年 3 月 16 日、原子炉等規制法^{※1}に基づき、「浜岡原子力発電所 1 号原子炉及び 2 号原子炉廃止措置計画」(以下、「廃止措置計画」という。)の変更認可申請書を原子力規制委員会に提出しました。また、2015 年 9 月 16 日、廃止措置計画変更認可申請書の一部補正について取りまとめ、原子力規制委員会に提出しました。

([2015 年 3 月 16 日](#)、[2015 年 9 月 16 日](#)公表済み)

本日(10 月 23 日)、廃止措置計画変更認可申請書の一部補正について取りまとめ、原子力規制委員会に提出しましたので、お知らせします。

廃止措置計画の変更認可申請書の主な補正内容

廃止措置の第 2 段階(原子炉領域周辺設備解体撤去期間)においては、放射性固体廃棄物だけでなく、解体途中のものおよびクリアランス対象物^{※2}についてもあらかじめ保管箇所を定め、たうえで解体撤去工事等を進めることを明確化しました。

今後、今回提出した補正内容も含め、原子力規制委員会において、引き続き審査がおこなわれます。

※1 原子炉等規制法は、正式には「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」とい
い、核原料物質、核燃料物質および原子炉の利用が平和の目的に限られ、これらによる災害を
防止し、公共の安全を図るために必要な規制をおこなう法律です。

※2 クリアランス対象物は、分別・除染により放射性物質として扱う必要がなくなるものです。

以 上